

枚方市条例第 6 号

枚方市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市保健所事務手数料条例（平成25年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第11の1の項中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされた場合に係るものを除く。）」を加える。

別表第17中「（昭和48年法律第105号）」を削る。

附 則 [令和5年3月7日公布]

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月1日からこの条例の施行の日の前日までに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の5第1項の登録を受けている場合については、改正後の別表第11の1の項に規定する同法第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされた場合とみなす。